

## 新型コロナワクチン接種のご案内

**問合せ** 杉戸町コロナワクチンコールセンター  
 ☎0570 (021) 567 9時～17時(土・日・祝日を除く)  
 FAX048 (647) 4484 ✉info\_sugito.vaccine@jtb.com

# 新型コロナワクチンの4回目接種

以下の方を対象に、新型コロナワクチンの4回目接種を実施します。  
**ワクチン接種は希望者に対して実施するもので、接種を強制するものではありません。**感染症予防の効果と副反応等のリスクを理解したうえで、本人の意思に基づき判断してください。

**4回目接種の対象者**  
 3回目のワクチン接種から**5か月**が経過した方で、以下の①か②に該当する方が対象です。

**①60歳以上の方**

接種が可能となる時期に合わせて  
全員の方に「**接種券**」を送付します

**②18歳以上で基礎疾患を有する方**  
 その他 重症化リスクが高いと医師が認める方  
 ※基礎疾患等に該当するか否かは、事前にかかりつけ医にご相談ください。

接種が可能となる時期に合わせて  
18～59歳の方には「**案内通知**」を送付します

基礎疾患等に該当し接種を希望する方は、**申請が必要**となります。詳しくは「案内通知」をご覧ください。

△ 18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する方等への4回目接種については、予防接種法第9条に規定される「努力義務」は適用されません。

### 【4回目接種時期の目安】

3回目接種 終了時期	2021年 12月	2022年 1月	2月	3月以降
4回目接種 時期の目安	2022年 6月		7月	8月以降

**■予約方法**  
 新型コロナワクチン接種は、**完全予約制**です。予約には「接種券」に記載の『接種券番号』が必要となります。「接種券」が手元に届いた方から、**インターネット予約サイト**、または**電話(杉戸町コロナワクチンコールセンター：0570-021-567)**で予約してください。

  
 QRコード  
(予約サイト)

**■4回目接種に使用するワクチンの種類**  
 4回目接種に使用するワクチンは、1～3回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、メッセンジャー RNA ワクチンである以下の2種類を使用します。

- ファイザー社ワクチン(コミナティ筋注)
- 武田/モデルナ社ワクチン(スパイクバックス筋注)

**■接種費用** 無料(全額公費)

ワクチン接種の実施日時・ワクチンの種類・予約枠数など、  
**最新の情報は** 町ホームページ **をご確認ください。**

  
 町ホームページ  
「ワクチン接種情報」

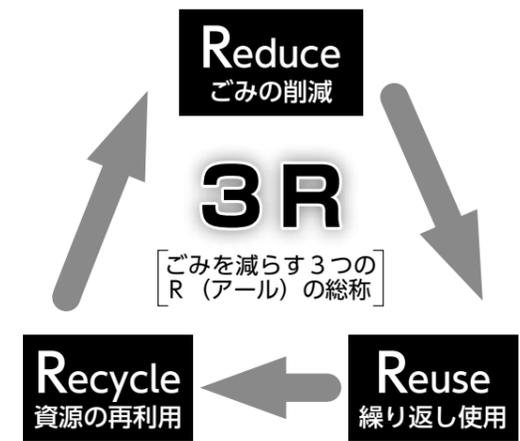
**新型コロナウイルスに関する一般的な相談窓口**

埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター  
 ☎0570 (783) 770 24時間受付(土・日・祝日も対応)  
 ※感染が疑われる場合や発熱等の症状がある場合は、「埼玉県指定診療・検査医療機関」等を紹介いたします。

## 《見る・知る・学べる》 3R推進講座 夏休み親子で自由研究「3Rでゴミを減らそう」

町では「3R」の普及啓発を図るため、県より講師を招き、小学生とその保護者を対象として、3R推進講座を開催します。

**日時** 7月29日(金) 13時30分～15時30分  
**場所** 杉戸町環境センター  
**対象** 町内在住の小学3～6年生とその保護者  
**内容** 夏休みの自由研究として、ごみの現状と減量化について親子で学び、あわせて環境センターの施設見学を行います。  
**定員** 20組(申込順)  
**申込** 7月22日(金)までに環境課(環境センター)窓口または電話



**問合せ** 環境課 廃棄物担当  
 ☎(38) 0401

## ～きれいな川は家庭から～ 合併処理浄化槽の設置費用を補助します

**問合せ** 環境課 環境保全担当 ☎(38) 0401

川の汚れの約7割は家庭からの生活排水が原因と言われています。下水道に接続していないご家庭で、し尿のみを処理する単独浄化槽からし尿および生活雑排水を処理する合併処理浄化槽へ転換すると、家庭からの生活排水の汚れを約8分の1まで減らすことができます。

町では、河川などの水質汚濁を防止し生活環境の保全を図るため、既存の単独処理浄化槽および汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する方に、予算の範囲内で補助金を交付します。

**補助金交付額(※高度処理型浄化槽の場合)**

- 5人槽** 1基につき704,000円限度
- 7人槽** 1基につき746,000円限度
- 10人槽** 1基につき858,000円限度

※各交付額には処分(撤去)費6万円、配管費20万円を含む

**補助金対象外**

- 下水道法の事業計画の許可を受けた区域内に設置する場合
- 新築または建築確認を必要とする改築に伴い設置する場合

**補助申請**  
 随時受付  
 ※補助制度を利用する場合は、必ず事前に環境課へご相談ください。  
 ※詳細は、町ホームページ(右QRコード)をご覧ください。



## あき地の適正な維持管理をしましょう

**問合せ** 環境課 環境保全担当 ☎(38) 0401

あき地の維持管理は所有者の義務です。近隣のみなさんの生活環境に影響がでないように維持管理をお願いします。所有するあき地に雑草や雑木が伸びていると、以下のような問題が起こる可能性があります。

- ① ゴミの不法投棄の温床に
- ② 火災の火元になる危険性
- ③ 害虫や悪臭が発生する可能性
- ④ 交通事故や犯罪の発生誘因に

**【草刈機の貸出】**  
 町では、あき地に繁茂する雑草を除去して、清潔な生活環境を保持するために、肩掛け式草刈機の貸出を行っています。貸出を希望される場合は、事前に担当までご連絡ください。  
**対象** 町内のあき地の所有者または管理者  
**費用** 無料(燃料費などの使用に要する費用は自己負担)  
**貸出場所** 環境センター  
**持ち物** 本人確認ができるもの  
 ※自身での草刈や樹木剪定が困難な場合は、業者に依頼して有料で行う方法もあります。